

エコアクション21 環境経営レポート



令和6年度

対象期間：令和6年1月～令和6年12月

作成 令和7年3月31日



清水工業株式会社

目 次

1.組織の概要	1
2.環境経営方針	2
3.環境経営システム組織図	3
4.環境経営活動計画	4
5.環境経営活動目標値	5
6.環境経営活動目標と実績	5
7.環境経営活動の評価及び見直し、次年度の取組計画	6
8.環境関連法規制の遵守状況 （違反、苦情・訴訟等の有無）	7
* 別添 環境関連法規等一覧表 兼 遵守状況チェックリスト	
9.代表者による全体の評価と見直し・指示	8

1.組織の概要

○事業所名	清水工業株式会社														
○代表者	代表取締役 清水 良成														
○所在地	〒933-0826 富山県高岡市佐野513-2 TEL：0766-22-1214 FAX：0766-22-1497 E-mail：smz2000@chive.ocn.ne.jp HP：http://www.simizu-co.net/ 資機材置場－富山県高岡市和田1353他														
○環境管理責任者	松井 靖信														
環境担当者	清水 恭子														
○事業概要	<table><tr><td>設 立</td><td>昭和46年 7月 1日</td></tr><tr><td>資本金</td><td>2000万円</td></tr><tr><td>売上高</td><td>3億3900万円（令和6年度）</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>12名</td></tr><tr><td>床面積</td><td>本社：事務所 154㎡ 休憩室 50㎡ 倉庫 272㎡ 資機材置場 7,420㎡</td></tr><tr><td>建設業許可</td><td>富山県知事許可（特－2）第8480号 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業 水道施設工事業 富山県知事許可（般－2）第8480号 建築工事業</td></tr><tr><td>産業廃棄物収集運搬業許可</td><td>富山県知事許可 01607073722 収集運搬(積替え・保管を除く) 種類－廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 （これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを除き、 水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</td></tr></table> *自社運搬が主であり、委託運搬は令和6年度実績無し	設 立	昭和46年 7月 1日	資本金	2000万円	売上高	3億3900万円（令和6年度）	従業員数	12名	床面積	本社：事務所 154㎡ 休憩室 50㎡ 倉庫 272㎡ 資機材置場 7,420㎡	建設業許可	富山県知事許可（特－2）第8480号 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業 水道施設工事業 富山県知事許可（般－2）第8480号 建築工事業	産業廃棄物収集運搬業許可	富山県知事許可 01607073722 収集運搬(積替え・保管を除く) 種類－廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 （これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを除き、 水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
設 立	昭和46年 7月 1日														
資本金	2000万円														
売上高	3億3900万円（令和6年度）														
従業員数	12名														
床面積	本社：事務所 154㎡ 休憩室 50㎡ 倉庫 272㎡ 資機材置場 7,420㎡														
建設業許可	富山県知事許可（特－2）第8480号 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業 水道施設工事業 富山県知事許可（般－2）第8480号 建築工事業														
産業廃棄物収集運搬業許可	富山県知事許可 01607073722 収集運搬(積替え・保管を除く) 種類－廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 （これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを除き、 水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。）														
○対象範囲	<table><tr><td>サイト</td><td>本社、資機材置場</td></tr><tr><td>事業活動</td><td>総合建設業</td></tr><tr><td>人員</td><td>全社員</td></tr></table>	サイト	本社、資機材置場	事業活動	総合建設業	人員	全社員								
サイト	本社、資機材置場														
事業活動	総合建設業														
人員	全社員														

2.環境経営方針

環 境 経 営 方 針

【基本理念】

当社は、土木工事を主体とする事業活動を通じて環境負荷の低減に積極的に取り組み常に地球環境の保全と創造を意識した環境経営を継続的に進めることにより、資源循環型社会の構築に貢献します

【行動指針】

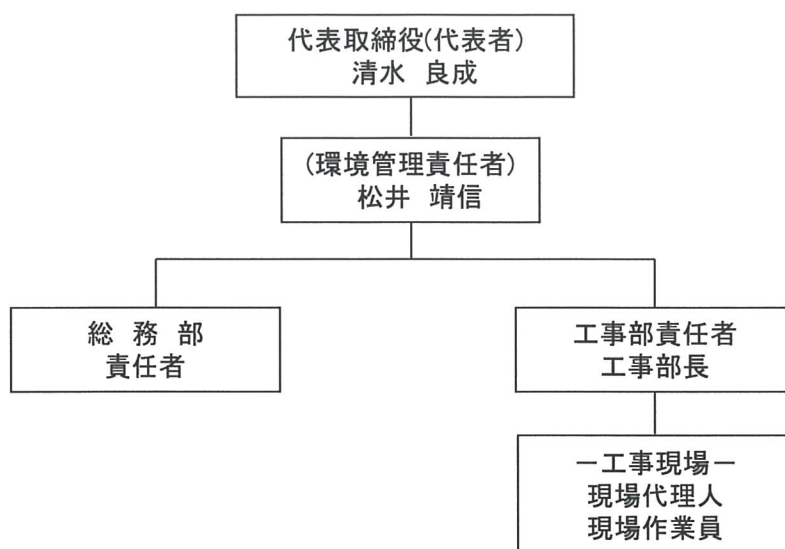
1. 購入電力・ガソリン・軽油使用量の削減により、二酸化炭素排出量の削減に努めます
2. 可能な限り廃棄物を削減し、リサイクルの推進に努めます
3. 節水に努めます
4. 環境に優しい土木工事の施工管理を推進し、工事評定点の向上に努めます
5. 環境に関わる関連法令を遵守し、環境保全の向上に努めます
6. 環境経営方針は全社員に周知し、環境に関する知識及び認識の向上を図ります

2025年 1月 6日

清 水 工 業 株 式 会 社

代表取締役 清水 良成

3.環境経営システム組織図



担 当	役 割 ・ 責 任 ・ 権 限
代表者(代表取締役)	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施及び管理に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を用意 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標・環境経営活動計画書を承認 ・全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境経営目標・環境経営活動計画書を確認 ・環境経営活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境経営レポートの確認
環境事務局(総務部)	・環境管理責任者の補佐 ・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境関連法規等の取りまとめ表の作成、遵守評価の実施 ・環境経営目標・環境経営活動計画書原案の作成 ・環境経営活動の実施記録の作成 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境経営レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
部門責任者	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境経営活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成。テスト、訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・EA21について決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営活動へ参加

4.環境経営活動計画

項 目	取組み
二酸化炭素排出量削減	
電力（現場・現場事務所）	・待機電力の削減
	・不要照明の消灯
	・ウォームビズ、クールビズの実践
	・ブラインドの利用により熱の出入を調整
電力（事務所・休憩室）	・待機電力の削減
	・不要照明の消灯
	・使用していない部屋の空調の停止
	・ブラインドの利用により熱の出入を調整
軽油・ガソリン（現場・営業車）	・エンジnbrakeをつかう
	・急加速・急停車の防止
	・最短ルートの確認
灯油（現場事務所・事務所・休憩室）	・ストーブの適温使用
	・ウォームビズの実践
廃棄物排出量削減	
廃棄物排出量削減	・リサイクル分別運動
	・資材の再利用の徹底
	・コンクリート、アスファルト等の再資源化率100%を維持する
地下水使用量削減	
*井戸水のため節水に心がける	・手洗い、食器洗浄時のこまめな止水の励行
	・冬季の融雪でのこまめな調整や止水の励行
環境配慮施工の推進	
環境配慮工の推進	・環境に配慮した機械の使用
	・環境に配慮した施工方法の実施
	・ICTの活用
	・工事成績評定点の向上

* 化学物質は使用していません。

5.環境経営活動目標値

項 目	単位	基準値	2023年		2024年		2025年	
			目標値	削減率	目標値	削減率	目標値	削減率
二酸化炭素排出量削減								
電力(現場・現場事務所)	kg-CO2	直近3年間の平均値を基準値とする。	5,136	直近3年間 (2020年,2021年,2022年)の平均値の-2%	6,461	直近3年間 (2021年,2022年,2023年)の平均値の-2%	6,797	直近3年間 (2022年,2023年,2024年)の平均値の-2%
電力(事務所・休憩室)			5,429		6,732		7,078	
軽油・ガソリン(現場・営業車)			78,399		82,843		66,908	
灯油 (現場事務所・事務所・休憩室)			4,429		5,142		5,486	
合 計			93,393		101,178		86,269	
廃棄物排出量削減								
廃棄物排出量削減	kg	前年度合計を基準値として維持管理する。	2022年合計を基準値とし維持管理する。		2023年合計を基準値とし維持管理する。		2024年合計を基準値とし維持管理する。	
地下水使用量削減								
井戸水のため節水に心がける								
環境配慮施工の推進								
環境に配慮した機械の使用及び施工方法の実施、ICTの活用、工事成績評定点の向上								

6.環境経営活動目標と実績

項 目	単位	基準値	2024年				評価
			目 標 値	目 標 削 減 率	実 績 値	実 績 削 減 率	
二酸化炭素排出量削減							
電力(現場・現場事務所)	kg-CO2	6,593	6,461	-2%	4,846	-26.5%	○
電力(事務所・休憩室)		6,870	6,732	-2%	5,654	-17.7%	○
軽油・ガソリン(現場・営業車)		84,533	82,843	-2%	66,355	-21.5%	○
灯油(現場事務所・事務所・休憩室)		5,246	5,142	-2%	4,049	-22.8%	○
合 計 (CO2総排出量)		103,242	101,178	-2%	80,904	-21.6%	○
売上高当り	kg-co2/百万円	277.3	271.8	-2%	238.7	-13.9%	○
年間売上高	百万円	372.3			339.0		
廃棄物排出量削減							
廃棄物排出量削減	kg	647,300	2023年合計を基準年とし維持管理する		586,430	-	-
地下水使用量削減							
井戸水のため節水に心がける							○
環境配慮施工の推進							
環境に配慮した機械の使用及び施工方法の実施、ICTの活用、工事成績評定点の向上							○

- * 電力のCO2排出係数（北陸電力の調整後排出係数0.499Kg-CO2/kWhを使用しています）
- * CO2総排出量には、LPGは当社の事業活動に大きく影響せず、また微量のため除外しています。

7.環境経営活動の評価及び見直し、次年度の取組計画

項 目	取組み	実施内容の評価	次年度の取組計画
二酸化炭素排出量削減			
電力 (現場・現場事務所)	・待機電力の削減	目標より25%の減であった。良好な結果であった。	直近3年間(2022年、2023年、2024年)の平均値を基準値と定め、2%の削減を目標とする。
	・不要照明の消灯		
	・ウォームビズ、クールビズ運動		
	・ブラインドの利用により熱の出入を調整		
電力 (事務所・休憩室)	・待機電力の削減	目標より16%の減であり、基準値より17.7%減と良好な結果であった。	同上
	・不要照明の消灯		
	・使用していない部屋の空調の停止		
	・ブラインドの利用により熱の出入を調整		
軽油・ガソリン (現場・営業車)	・エンジンブレーキをつかう	目標より19.9%の減、良好な結果であった。近年は除雪の出動も少なく、今年度も1回出動のみであったことも1要因と思われる。	同上
	・急加速・急停車の防止		
	・最短ルートの確認		
灯油(現場事務所・事務所・休憩室)	・ストーブの適温使用	目標より21.3%の減となった。エアコン同様次年度も適温に努める。	同上
	・ウォームビズの実践		
廃棄物排出量削減			
廃棄物排出量削減	・リサイクル分別運動	コンクリート、アスファルト等の再資源化率100%。産業廃棄物は法を遵守し、分別し、リサイクルを推進し、再資源化施設へ搬入した。	前年度(2024年)合計を基準年として維持管理する。
	・資材の再利用の徹底		
	・コンクリート、アスファルト等の再資源化率100%を維持する		
地下水使用量削減			
＊ 井戸水のため節水に心がける	・手洗い、食器洗浄時のこまめな止水の励行	昨年同様、節水に努めた。	次年度も同様の取組みで実施する。
	・冬季の融雪でのこまめな調整や止水の励行		
環境配慮施工の推進			
環境配慮工の推進	・環境に配慮した機械の使用	各現場において環境配慮型の重機等を使用し、又、現場の状況に応じて振動や粉塵対策を講じた施工に努めた。今年度も評定点平均が、県・市共に目標を達成できた。	次年度も同様の取組みで実施する。
	・環境に配慮した施工方法の実施		
	・ICTの活用		
	・工事成績評定点の向上		

8.主な環境関連法規制の遵守状況(違反、苦情・訴訟等の有無)

1. 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に摘要される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

* 次頁、環境関連法規等一覧表 兼 遵守状況チェックリスト 参照

2. 違反、訴訟の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ございません。

【清水工業㈱ 環境関連法規等一覧表 兼 遵守状況チェックリスト】

最終法規確認日:令和 6年12月25日

遵守状況確認日:令和 7年 1月20日

環境法規制等の 名称/略称	規制内容			実 施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	遵守 確認
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項			
廃 棄 物 処 理 ・ リ サ イ ク ル							
廃棄物処理法	排出事業者の規制等	【法21条の3-1】 ・建設工事が数次の 請負による場合、 当該建設工事に伴 い生じる廃棄物処 理の適用は、元請 業者が排出事業者 となる	【法21条の3-2】 ・下請人が行う現場内保管 は、下請人も保管基準を 適用順守 【法21条の3-3】 ・「規則18条の2で定める産 業廃棄物」の場合のみ、 委託契約書で定める様式 （「運搬様式」）により、 下請人が産業廃棄物処理基 準を順守して、運搬できる （但し、元請業者がマニ フェストを交付）	【法21条の3-3】 （規則18条の2） ・次のいずれかの工事 イ：500万円以下の維持 修繕工事 ロ：500万円以下の瑕疵 の修繕工事 ・次のように運搬される 廃棄物 イ：1㎡以下/1回 ロ：元請業者等の所有 施設への運搬 ハ：運搬途中での保管 が行われないもの	【法21条3-3】 （規則7条の2-3） ・当該運搬には、「請負契 約書」で定める必要があり、 当該運搬時には「法 21条の3第3項」による運 搬であることを証する書 面を備え付けなければなら ない	○	
			【法21条の3-4】 ・下請人が廃棄物の運搬又は 処分を委託する場合は、当 該下請人を事業者とみなし て、委託基準及び管理票交 付義務等適用順守	・下請人が廃棄物処理許 可業者で元請業者から 受託した産業廃棄物の 処理を再委託する場 合は、従前通り当該元請 業者には委託基準等 が、当該下請人には再 委託基準等が適用	（注）元請業者の指示又は 示唆により下請人が請け 負った建設工事の廃棄物 の処理を他人に委託した 場合は、元請業者による 下請人への委託とみなさ れて、元請業者には委託 基準違反、下請人には無 許可営業違反となる	○	
	産業廃棄物の 委託処理	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃ブラ、 建設木くず、建設紙くず、 建設繊維くず、金属くず、 ガラスくず及び陶磁器く ず、がれき類、ゴムくず、 コンクリート破片など 「石綿含有（重量比0.1%超） 産業廃棄物」 「リース業に係る木くず及び 運送用パレットに係る木く ず」 （平成20年4月1日施行） 「水銀使用製品産業廃棄物」 （廃蛍光灯等） （平成29年10月1日施行）	委託基準 1. 委託先の許可確認	・収集運搬及び処分業者 の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認 ・施設能力等の公開情報の 確認（処分状況の確認）	○	
				委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存	・委託契約書の内容確認 （委託金額、産業廃棄物 の種類、性状、性状等変 更情報の伝達方法、水銀 使用製品廃棄物の有無）	○	
				マニフェストの交付 1. 交付義務	・適合マニフェストを使用	○	
				・マニフェストの交付 ・回収・照合（発行後B2、 D票90日E票180日以内） ・A、B2、D、E票保管（5年間） ・未回収戻り票の報告 ・「交付状況報告」 （前年度実績、毎年6月 30日までに）	・水銀使用製品廃棄物が含 まれる場合はその旨と数量を 記載 ・回収日の管理、A票の照合 欄チェック。 （回収期間内に返送され、 法定事項記載確認済み） ・措置内容等報告書 （知事への報告）	○	
				多量排出業者 （産業廃棄物の前年の 発生量が1,000トン以上）	廃棄物の減量や適正処理 に関する処理計画および 実施状況報告を作成し、 知事へ提出 （毎年6月30日まで）	○	
				・「処理困難通知」の受理	・通知受理日より30日以内に 規則様式第4号による措置 内容等報告書 （知事への報告）	該当 なし	
	廃棄物の処理	廃棄物	現場保管	野外焼却の禁止		○	
				積み上げ高さの厳守、 雨、風、悪臭発生に対す る養生、保管場所の掲示 板設置	保管場所設置看板表示 内容、看板の大きさ 規定あり（縦横60cm）	○	
				水銀使用製品産業廃棄物 （廃蛍光灯等）	・含まれる場合はその旨を 保管場所設置看板に記載 ・他の物との混合を防止 （仕切りの設置等）	該当 なし	

環境法規制等の 名称/略称	規制内容			実 施	文書・記録(例) 【有資格担当者】	遵守 確認
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
資源有効利用促進法	建設工事全般	建設資材	原材料の使用の合理化 再生資源の利用努力	・発生抑制 (施工方法、資材選択) ・再利用、再生利用、 再資源化努力		○
		指定副産物	契約時	運搬費その他の指定副産物の 処理に要する経費の適切な 見積り		○
			土砂：500㎡以上 Co塊・As塊・建設発生木材 ：合計200 t 以上	【施工前】 再生資源利用促進計画・ 再生資源利用計画の作成、 発注者へ提出・説明のうえ 工事現場の公衆の見えやす い場所へ掲示、運送事業者 へ通知 【竣工後】 再生資源利用促進計画 実施書・再生資源利用 計画実施書の作成・保存、 発注者から請求時の報告	・再生資源利用計画書・実施書 ・再生資源利用促進計画書・ 実施書 (工事完成後5年間保存)	○
		再生資源	土砂：500㎡以上 砕石：500 t 以上 加熱757t混合物 ：200 t 以上			
		建設発生土	施工前	・搬出先の盛土規制法の許可 等事前確認、現場掲示 ・発注者等の土壌汚染対策法 等の手続状況等確認、現場 掲示	確認結果票	○
			搬出後	受領書交付請求、確認、 写しの保管、発注者から 請求時提出	受領書 (工事完成後5年間保存)	○
			受入後	受領書の交付		
			施工後 ※①～④以外に搬出した場合 ①国又は地方公共団体の管理 する場所 ②他の建設現場での利用 ③ストックヤード運営事業者 制度に登録されたストック ヤード ④土砂処分場（再搬出を前提 としないもの）	最終搬出先までの確認	最終搬出先の記録 (工事完成後5年間保存)	該当 なし
建設リサイクル法	新築工事及び 解体改修工事	・解体工事-80㎡以上 ・新築・増築工事 -500㎡以上 ・修繕・模様替工事 -1億円以上 ・その他の工作物に 関する工事 (土木工事等) -500万円以上	【特定建設資材】 ・コンクリート（プレキャスト鉄筋コン クリート版を含む）、木材、757t コンクリート	・発注者への書面による 計画等説明 ・工事着手する日の7日前 までに必要事項を都道府 県知事に届け出・発注者 へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と 完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書 (条例規定)	○
容器包装 リサイクル法	建設工事全般	一般廃棄物	一般廃棄物である容器包装 廃棄物を対象とする	市町村が定めた分別の 基準に従い容器包装 廃棄物も適正に分別排出 する		○
家電リサイクル法	特定家庭用機器の 排出（作業所ある いは詰所の家電が 対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】 テレビ（液晶・プラズマ 含）、エアコン、電気冷 蔵庫及び冷凍庫、電気洗 濯機、衣類乾燥機	小売店へ料金を支払い引 き渡す又は自治体指定の 方法で引き取り依頼する	領収証	該当 なし
小型家電 リサイクル法	使用済小型電子機 器の排出（作業所 あるいは詰所の 小型家電が対象）	使用済小型電子機器 (25分類)	【使用済小型電子機器】 パソコン、携帯電話、デジ タルカメラ、CDプレーヤ ー等々	具体的な回収品目や回収 方法は市町村により異な り、品目によっては手数料 あり		該当 なし
自動車リサイクル法				車両更新時には、適正な 処理を行う。		○

環境法規制等の 名称/略称	規制内容			実 施	文書・記録(例) 【有資格担当者】	遵守 確認
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
大 気 汚 染						
大気汚染防止法	建築物又は工作物の解体、改造、補修作業	特定建築材料の有無について有資格者等による事前調査	事前調査結果	記録の作成・保存 解体等工事の開始までに事前調査結果を掲示	掲示事項 ・調査の結果 ・調査者の氏名又は名称及び住所等 ・調査を終了した年月日 ・調査の方法 ・(特定工事に該当する場合)特定建築材料の種類	該当なし
			・施工面積80㎡以上の建築物の解体工事 ・請負金額100万円以上の建築物の改修工事 ・請負金額100万円以上の工作物の解体・改修工事	事前調査結果の都道府県知事への報告	電子システムによる	該当なし
			特定建築材料の使用有	特定建築材料の除去		該当なし
フロン排出抑制法	機器の所有者（管理者）によるフロン漏えい点検	業務用冷凍空調機器 建設重機のエアコン	簡易点検： すべての業務用冷凍空調機器	簡易点検： 3か月に1回以上	冷媒漏えい点検・整備記録簿の作成 (機器廃棄後3年間保存)	○
水 質 汚 濁						
大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	建設工事全般	公共用水域への排水が発生する建設工事	小矢部川水域 （一般地域） （下水道整備地域）	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）90 （日間平均70）		○
			庄川水域等 （一般地域） （下水道整備地域）	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）25 （日間平均20）		○
騒 音 ・ 振 動						
騒音規制法	杭打ち機、 びょう打機、 削岩機、 空気圧縮機等を使用する作業	・特定建設作業・適用指定地域（H27改正「認定こども園」の追加）	環境大臣の指定 （国土交通省の「低騒音型低振動型建設機械指定制度」機種は除く）	・知事（市町村長）へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9、但し条例等上乗せ規定有）	○
振動規制法	杭打ち機、 くい抜き機、 プレーカー、 舗装版破砕機を使用する作業	・特定建設作業・適用指定地域（H27改正「認定こども園」の追加）		・知事（市町村長）へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9、但し条例等上乗せ規定有）	○

9.代表者による全体の評価と見直し・指示

実施日 令和7年 1月23日

		報告(環境管理責任者)	コメント・提案(環境管理責任者)	評価・指示・変更の必要性の有無
環境経営目標・ 環境経営活動計画の達成状況	場（電力 事務場の 所・削減 ）削減	目標より25%の減であった。良好な結果であった。	良好な結果であった。次年度も同様、削減に努めること。	今年度は環境経営活動計画全般に於いて目標を達成することができた。光熱費や資材高騰等課題は多々あるが、環境に配慮した施工にも重点を置き、引続き取り組むこと。
	所減（電力の 室・事務削減 ）削減	目標より16%の減であり、基準値より17.7%減と良好な結果であった。	次年度も同様、空調のこまめな調整に努めること。	
	リ軽 ン油 の・削減 ガ減ソ	目標より19.9%の減、良好な結果であった。近年は除雪の出動も少なく、今年度も1回出動のみであったことも1要因と思われる。	良好な結果であった。次年度も各自効率化に努めること。	
	灯 油 の削減	目標より21.3%の減となった。エアコン使用同様、次年度も適温に努める。	次年度も削減に努めること。	
	廃 棄物 削減排出	コンクリート、アスファルト等の再資源化率100%。産業廃棄物は法を遵守し、分別し、リサイクルを推進し、再資源化施設へ搬入した。	次年度も同様に取り組む。	
	節 水 使用（地下）	昨年同様、節水に努めた。	次年度も同様に努める。	
	環 境 の 推 進 施 工	今年度も評定目標を維持することができた。また、環状線11工区にて富山県知事賞を受賞することができた。	評定も維持することができ、栄えある知事賞も受賞し良い1年であった。	
環境法規の遵守	環境関連法規制等の遵守状況 R7.1.20に最新法規の確認及び遵守状況の確認を行った。		全ての項目において遵守されていることを確認した。	変更の必要性 有 ☒ 無
環境経営方針	変更なし		変更なし	変更の必要性 有 ☒ 無
実施体制	変更なし		変更なし	変更の必要性 有 ☒ 無
その他	外部からの苦情・要望等 無し		特に問題なし。	変更の必要性 有 ☒ 無